



No.019 宿泊税再考



参考: <https://www.youtube.com/watch?v=kG6NlkNWOjc>

福岡の宿泊税が決着しました。二重課税と報道されていますが、本当にこれを二重課税と言うかは制度の仕組み方によります。

今回、税の徴収は福岡市が単独で行い、200円のうちの50円分を県の財源とすることになりました。これは消費税と似ています。つまりわかりやすく5%でいうと、徴収は全部国ですが、国の消費税率は実は4%で、1%分は地方消費税という都道府県による課税だったのです。これが国と地方の二重課税であるとして問題になることはありません。それと似たような仕組みとしたのは賢明な政治的妥協だったと思います。

ただ税金を取られる観光客や、徴収義務のある旅館・ホテルの立場から見ると、問題はこれからです。

第一は税が観光振興のために本当に必要な事業に効果的に使われるかという用途の問題です。特に県は、市町村への財政支援よりも、市町村ではできない波及効果の大きい広域観光振興事業に自ら取り組むことが大事です。県であれ市町村であれ、財源先にありきで、あとから税収に見合った事業を考えるという従来の発想では、非効率で行政コストばかり大きい事業となる恐れがあります。

第二に税の執行体制をどうするか。元々観光客の少ない地域もあり、消費税の引き上げも予定されている中で、実際に税を徴収される県内のすべての旅館やホテルの納得を得て執行するのは容易ではありません。

新税の導入は強力な政治力を要する政策ですが、筋の通った税となるよう、納税者への説明責任をしっかりと果たして欲しいと思います。